勤瑞法務シリーズセミナー 第4回

言語:中国語

テーマ: 守秘義務及び秘密保持措置に関連する法律実務

セミナー背景

商業秘密は、企業にとって極めて重要な技術情報及び経営情報であり、企業に巨大な商業価値をもたらすことができます。近年、企業の商業秘密が侵害を受ける事例がしばしば発生しており、いずれの情報漏洩も企業に巨額の経済的損失をもたらしています。統計によりますと、「リオ・ティント事件」が中国にもたらした直接及び間接の損失は、7000億元にも上ります。そして、各種商業秘密紛争事件において、権利者が見積もった損失額も往々にして数百、数千万元に上ります。商業秘密が既に企業管理において高く重視せざるを得ない内容になっていることについては、疑いの余地がありません。

しかしながら、中国の企業及び従業員の秘密保持意識は普遍的に低く、従業員は日常業務、 求人への応募、離職及び自主創業等の段階において、自らが把握しているノウハウ、顧客情報 その他の商業秘密を故意のあるなしを問わず、利用することがよくあり、これにより違法ひい ては犯罪であると認められ、厳しい法律責任を引き受けることになる事例も尽きることがあり ません。

勤瑞律師事務所では、上記の実例に焦点をあて商業秘密保護問題について第4回法務セミナーを開催いたします。

第4回法務セミナーは、前半・後半に分け、それぞれ従業員の守秘義務と企業の秘密保持措置 の内容、責任、リスク及び戦略等について実務講釈を行ないます。

現在、第4回セミナーのお申込みを承っております。お忙しい時期とは存じますが、万障お繰り合わせの上、是非ご参加ください。

内容摘要

前半 守秘義務及びその法律責任

一、商業秘密とは

- 1.1 商業秘密の定義
- 1.2 商業秘密の範囲

事例結合1:顧客リストは商業秘密に属するか?

- 1.3 商業秘密の媒体
- 1.4 商業秘密の非公知性
- 1.5 商業秘密の実用性

事例結合 2: 現時点においてまだ現実の商業価値を生じていない情報は、商業秘密を 構成することができるか?

1.6 商業秘密の秘密保持性―秘密保持措置

二、従業員の守秘義務

- 2.1 守秘義務に関係する法律規定
- 2.2 守秘義務に関係するその他の根拠
- 2.3 従業員が守秘義務を遵守することの重大な意義
- 2.4 守秘義務の主たる内容

三、競業制限義務

3.1 競業制限合意

事例結合3:競業制限合意未締結の場合に競業制限義務が生ずるか?

3.2 競業制限の適用対象

事例結合 4:企業と商業秘密に接触しない従業員とが締結した競業制限合意は有効か?

- 3.3 競業制限義務の範囲
- 3.4 競業制限期間
- 3.5 競業制限に係る経済補償

事例結合 5: 競業制限に係る経済補償について約定していない場合には、経済補償標準をどのように確定するか?

3.6 競業制限に係る違約金

事例結合 6: 守秘義務に係る違約金又は競業制限に係る違約金の額が高すぎる場合に は、適切な減少を要求することができるか?

3.7 雇用単位は、競業制限の権利を放棄することができるか?

四、商業秘密の侵害に係る法律責任

- 4.1 秘密保持規則制度に違反することによる法律責任
- 4.2 民事法律責任

事例結合 7: 商業秘密の侵害に係る訴訟において、損害賠償金額はどのように確定されるか?

- 4.3 行政法律責任
- 4.4 刑事法律責任

下篇 秘密保持措置及びその法的リスク

五、企業にはどのような商業秘密に係る潜在的リスクが存在するか

- 5.1 在職従業員による商業秘密の侵害
- 5.2 転職した従業員による商業秘密の侵害
- 5.3 一般商業活動
- 5.4 合併・買収、デューディリジェンス調査
- 5.5 技術提携
- 5.6 専門業務サービス
- 5.7 インターネット、3G 時代における商業秘密保護の新たな障害

六、商業秘密の範囲の確定及びそのリスク防御

- 6.1 商業秘密及び特許等の保護措置の選択
- 6.2 顧客情報の秘密漏洩リスク及びその防御措置 事例結合 8:特定の顧客情報は、必然的に商業秘密に属するか?

6.3 「リバースエンジニアリング」のリスク及びその防御措置

事例結合 9: 「リバースエンジニアリング」により情報を取得することは、商業秘密の 侵害を構成するか?

七、秘密保持措置及びそのリスク防御

7.1 秘密保持措置を講ずることが商業秘密の構成要件

事例結合10:秘密保持措置を講じていなかった情報は、商業秘密を構成するか?

- 7.2 「中央企業商業秘密保護暫定施行規定」の参考意義
- 7.3 秘密保持規則制度及びそのリスク防御
- 7.4 秘密保持合意及びそのリスク防御
- 7.4 「秘密離脱期間」の存廃に係る争い

事例結合 11:「労働契約法」実施後においても「秘密離脱期間」を約定することができるか?

- 7.5 職務発明合意及びそのリスク防御
- 7.6 労働者使用単位と労務派遣従業員との間の商業秘密保護に係る難題

八、商業秘密紛争の応訴戦略及び訴訟リスク防御

8.1 労働仲裁の応訴戦略及びリスク防御

事例結合 12: 競業制限紛争は労働仲裁の前置が必要か?

- 8.2 違約民事紛争の応訴戦略及びリスク防御
- 8.3 権利侵害民事紛争の応訴戦略及びリスク防御

事例結合 13: 商業秘密侵害の訴訟における原告の挙証責任にはどのようなものがあるか?

- 8.4 不当競争の行政監察通報及びリスク防御
- 8.5 商業秘密侵害事件の被害者の権益保護手段

事例結合 14: 商業秘密侵害事件における被害者は、付帯民事訴訟を提起することができるか?

講座情報

- 1. **日 時:** 2012 年 4 月 25 日 (水) 13:30~16:30 (13:00 受付開始)
- 2. 場 所:上海勤瑞律師事務所

住 所: 上海市浦東南路 528 号上海証券大厦南楼 2003 室 電話: 021-6881-8066 (代表)

- 3. 主 催:上海勤瑞律師事務所
- 4. 協力: 弁護士法人キャスト上海代表処、キャストコンサルティング(上海) 有限公司
- 5. 参加費:無料
- **6. 人 数:**15 人(事前申込制、先着順。定員を超えた場合、二回に分けて開催させて頂くことがあります。)
 - 7. 言 語:中国語
 - 8. 講 師:李 淑芹(上海勤瑞律师事務所主任/律师、キャストコンサルティング(上海) 有限公司法律顧問)

黄 俊(上海勤瑞律师事務所律師)

お申込み方法

● FAX にてお申込み(下記用紙をご利用ください)

※個別メール・お電話での申込受付はお受けいたしかねますので、何卒ご諒承ください。

お問い合わせ:上海勤瑞律師事務所

電話:021-6881-8066(代)

担当:陳麗娟(内線124)、林蕓(内線102)

※お申込受付後、ご登録の E メールの宛先に参加証を送付いたします (協力先であるキャストコンサルティング (上海) 有限公司より送付いたします。)。お申込後 2~3 日経過しても返答が来ない場合は、お手数ですが上記担当までお問い合わせください。

【勤瑞法務シリーズセミナー】第4回 参加申込書 FAX:021-6881-8068

以下の項目を全てご記入のうえ、FAXにてお申込みください。

т т		
貫花	+~	
貝!		

ご芳名:	部署名・お役職
E-mail (必須):	
お電話:	FAX:
ご住所:(〒)	

【個人情報の取扱について】

参加申込書にご記入いただきました個人情報は、以下の目的のみに利用させていただき、無断で第三者へ開示することはございません。①本セミナーに関する連絡事項、②上海勤瑞律師事務所又はキャストグループが開催するセミナー・企画等各種情報のご案内。

詳細はキャストグループプライバシーポリシーご参照ください。

(URL http://www.cast-group.biz/privacypolicy.html)。

なお、今後②をご希望でない場合や、登録内容の変更等があった場合には、お手数ですが上記セミナー担当、又は <u>info@cast-consulting.co.jp</u>へ御連絡ください。